

令和 8 年第 1 回定例会

保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 1 茨城県地域福祉支援計画〔第 5 期〕の策定について…………… 2
- 2 第 2 次茨城県再犯防止推進計画の策定について…………… 4
- 3 茨城県ケアラー支援推進計画〔第 2 期〕の策定について…………… 6
- 4 ショート動画を活用したヤングケアラーの啓発について…………… 8
- 5 最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について…………… 10
- 6 障害者福祉バス事業に対する支援について…………… 11
- 7 里親委託推進の取組状況について…………… 12

令和 8 年 3 月 13 日

福 祉 部

茨城県地域福祉支援計画〔第5期〕の策定について

福祉部福祉政策課

項目	内容
1 策定の理由・根拠	<p>○ 本計画は、社会福祉法第108条第1項に基づく法定計画である。現計画（第4期）が令和7年度をもって終了するため、新たに策定するもの。</p>
2 計画（案）の内容	<p>○ 第4期計画の基本方向を継承しつつ、法制度の改正や地域社会の複雑化、人材不足などの社会情勢の変化を踏まえ、「地域共生社会」の実現をより一層推進するために施策を見直し、「社会福祉審議会」の審議を経て策定する。</p> <p>（1）計画の目標 「すべての人々が地域の一員として参画し、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域共生社会づくり」</p> <p>（2）計画（案）の概要 目標の実現に向けて、3つのチャレンジを設定し、県や関係団体等が取り組む施策及び対策の方向性を示す。 【3つのチャレンジとチャレンジの方向性】 I 「支え合いの地域づくり」へのチャレンジ 1 支え合いの推進・強化 2 新たな課題等への対応 3 地域福祉を支える意識づくり 4 災害に備える福祉の取り組み II 支え合いを担う「人財づくり」へのチャレンジ 1 支え合いの担い手づくり 2 福祉人材の確保 III 福祉を支える「環境・基盤づくり」へのチャレンジ 1 利用者の視点に立った環境・基盤の整備 2 安心してサービスを利用できるしくみづくり 3 ひとにやさしいまちづくり</p> <p>（3）計画期間 令和8年度から令和11年度まで（4年間）</p>
3 策定期間	<p>令和8年3月</p>
4 その他	<p>当計画（案）に係るパブリックコメントの結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和7年12月22日(月)から令和8年1月20日(月)まで(30日間) ・意見者数及び意見数 1人・4件 ・計画修正の有無 内容の修正を必要とする意見はなかった。

茨城県地域福祉支援計画[第5期](案)の概要

■計画の策定趣旨・位置付け

- ・県や市町村、地域住民や福祉団体等が連携して、本県の地域福祉を推進するための基本的な指針。
(社会福祉法第108条に基づく法定計画)
- ・県総合計画の部門別計画としての性格を有し、福祉の分野別計画との連携を図りつつ共通する事項等について定めるもの。

■計画のポイント

- ・第4期計画の基本方向を継承しつつ、法制度の改正や地域社会を取り巻く環境の複雑化、複合化や福祉人材等働き手の不足などの社会情勢の変化を踏まえ、「地域共生社会」の実現をより一層推進する観点から、施策の更新や追加など必要な見直しを実施。
- ・計画を実効性のあるものとするため、30項目の数値目標等を設定し、PDCAサイクルにより、定期的に点検・評価を行うことについて規定。

■計画期間

- ・2026年度から
2029年度まで
(4年間)

<基本目標> 「すべての人々が地域の一員として参画し、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域共生社会づくり」

■基本目標を実現するための3つのチャレンジとその方向性

I 「支え合いの地域づくり」へのチャレンジ

1 支え合いの推進・強化

(1) 支え合いの推進・強化

- 子ども誰でも通園制度の推進 ○保育施設の安全・安心な環境整備 ○里親等委託の推進 ○再犯防止の推進 など

(2) 地域での多様な主体との連携体制づくり

- 地域コミュニティ活動の活性化促進 など

2 新たな課題等への対応

(1) 生活困窮者自立支援対策の強化

- 生活困窮者の自立に向けた包括的支援体制強化 など

(2) 子どもの貧困等への対応

- 学習・生活支援の充実 ○ひとり親家庭等の自立支援 など

(3) ひきこもり等への対応

- ひきこもり者に対する支援体制の充実 など

(4) ケアラー・ヤングケアラー支援の推進

- ヤングケアラー認知度向上等の推進 など

(5) 困難な問題を抱える女性への対応

- 困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制の構築 など

(6) 孤独・孤立への対応

- 民間団体等と連携した孤独・孤立対策の体制整備 など

3 地域福祉を支える意識づくり

(1) 地域福祉の意識醸成

- ボランティア意識の醸成 など

(2) 福祉教育の推進

- 福祉教育の充実 ○人権啓発・教育の推進等 など

4 災害に備える福祉の取り組み

(1) 要配慮者への支援体制等の強化

- 避難行動要支援者対策の推進 など

(2) 災害ボランティア活動の促進

- 行政等及び災害ボランティア相互の連携強化 など

II 支え合いを担う「人財づくり」へのチャレンジ

1 支え合いの担い手づくり

(1) 地域福祉を担う「人財」づくり

- ボランティア活動に参加しやすい環境づくり
- 地域に生きるヤングボランティアの推進
- 認知症介護アドバイザー・認知症サポーター養成
- 自立相談支援機関の相談支援員等の養成 など

(2) 地域福祉を担う福祉関係団体への支援

- 県社会福祉協議会への支援
- 民生委員児童委員協議会への支援
- ボランティア団体の育成

(3) 高齢者の地域貢献活動の推進

- シルバーリハビリ体操指導士の養成・活用
- 多様な地域活動の充実・強化
- 生活支援体制の整備支援

2 福祉人材の確保

(1) 福祉人材の養成と就業促進

- 多様な人材の参入促進
- 求職者と事業所のマッチング支援
- 福祉の仕事の理解促進
- 外国人材の受入れ促進
- 保育人材の参入促進
- 介護福祉士・看護師・保育士等修学資金の貸与 など

(2) 福祉人材の資質向上と定着支援

- 介護職員処遇改善加算制度の活用促進
- 介護テクノロジーの導入促進
- 介護支援専門員養成研修 など

III 福祉を支える「環境・基盤づくり」へのチャレンジ

1 利用者の視点に立った環境・基盤の整備

(1) 専門的な相談体制等の整備

- 障害者なんでも相談室の運営 ○障害者に対する差別の防止
- 児童虐待防止対策の推進 ○DV対策の推進
- ひきこもり相談支援センターによる支援
- 基幹相談支援センターの整備 など

(2) サービスの総合的な提供

- 地域子育て支援拠点の整備促進 ○障害者職業訓練の推進
- 職場適応訓練の推進 ○障害者の就業機会の拡大 など

(3) 市町村における包括的な支援を行う体制づくり

- 市町村における包括的な支援体制の構築に向けた支援
- 包括的な支援体制を支える地域福祉の担い手との協働

(4) 情報提供と情報交換

- 福祉情報の提供と情報交換の促進 ○字幕入りビデオの作成 など

2 安心してサービスを利用できるしくみづくり

(1) 福祉サービスの評価・点検

- 福祉サービス第三者評価の受診促進
- 社会福祉法人・施設の実地検査 など

(2) 苦情解決のしくみの整備と周知

- 福祉サービス苦情解決体制整備 ○医療安全相談センター設置

(3) 要援護者への利用援助

- 成年後見制度の活用促進 ○成年後見制度と日常生活自立支援事業との相互連携の推進 など

3 ひとにやさしいまちづくり

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- 都市公園におけるユニバーサルデザインの推進 など

(2) 外出等の支援

- 福祉有償運送サービスの促進 ○合理的配慮の提供の促進 など

第2次茨城県再犯防止推進計画の策定について

福祉部福祉政策課

項 目	内 容
1 策定の理由・根拠	<p>○ 本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく法定計画である。現計画（第1次）が令和7年度をもって終了するため、新たに策定するもの。</p>
2 計画（案）の内容	<p>○ 国の定める「再犯防止推進計画」を勘案するとともに、関係機関等で構成する「茨城県再犯防止推進協議会」における協議を踏まえ策定する。</p> <p>（1）計画の目標 「再犯防止の観点から犯罪をした者等に対する国・県・市町村・民間団体等による就労、住居、保健医療、福祉、教育、その他犯罪特性に応じた対応等に係る支援・対策の取組を総合的に推進する」</p> <p>（2）計画（案）の概要</p> <p>① 施策を進める上で5つの重点課題を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・市町村・民間団体等との連携強化 ・就労・住居の確保 ・犯罪をした者等の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用援助等の支援・対策 ・民間協力者の活動の促進 ・広報・啓発活動の推進 <p>② 数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑法犯検挙者中の再犯者数を令和6年（1,569人）から2割以上削減 ・再犯防止推進計画を全市町村で策定 <p>（3）計画期間 令和8年度から令和12年度まで（5年間）</p>
3 策定期間	令和8年3月
4 その他	<p>当計画（案）に係るパブリックコメントの結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和7年12月22日（月）から令和8年1月20日（月）まで（30日間） ・意見者数及び意見数 1人・1件 ・計画修正の有無 内容の修正を必要とする意見はなかった。

第2次茨城県再犯防止推進計画(案)について

I 計画策定の趣旨

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定
- 再犯防止施策の実施により、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰



県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現

II 本県の再犯防止を取り巻く状況



再犯者数 ■	2021年に1,359人まで減少(対2019年比▲18.3%)したが、その後増加に転じ、2024年に1,569人(対2019年比▲5.7%)となる。
再犯者率 ■	2023年に42.4%まで減少したが、その後上昇に転じ、2024年に43.8%となる。

V 数値目標

項目	基準値	目標
①刑法犯検挙者中の再犯者数	1,569人(2024年)	2割以上削減 【1,255人以下(▲314人)】
②再犯防止推進計画策定市町村数	10市町村(2024年4月1日現在)	全市町村で策定 【44市町村】

III 計画期間

2026年度～2030年度の5年間

IV 5つの重点課題と主な施策

1 国・市町村・民間団体等との連携強化

- ・再犯防止推進協議会の運営強化(強化)
- ・市町村再犯防止推進計画策定に係る支援(強化)

2 就労・住居の確保

- (1)就労の確保
- (2)住居の確保

3 犯罪をした者等の特性に応じた保健医療・福祉サービスの利用援助等の支援・対策

- (1)高齢者又は障害者への支援
- (2)薬物依存を有する者への支援
- (3)青少年への支援
- (4)性犯罪をした者への支援・対策
 - ・性暴力の根絶を目指す条例に基づく住居等の届出の受理(新規)
 - ・日本版DBSによる子どもへの性暴力の防止(新規)
 - ・子どもへの暴力的性犯罪をした出所者に対する再犯防止に向けた措置(拡張)
- (5)その他の特性に応じた支援
 - ・女性が抱える問題に応じた支援等
 - ・ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ(新規)

4 民間協力者の活動の促進

- ・民間の更生保護ボランティアの活動等の周知

5 広報・啓発活動の推進

- ・様々な関係者の連携による広報・啓発の推進

茨城県ケアラー支援推進計画〔第2期〕の策定について

福祉部福祉政策課

項目	内容
1 策定の理由・根拠	<p>○ 本計画は、「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」第9条第1項の規定に基づき、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定している計画である。現計画（第1期）が令和7年度をもって終了するため、新たに策定するもの。</p>
2 計画（案）の内容	<p>○ 第1期計画の基本方向を継承しつつ、今年度実施したケアラー支援に係る実態調査、育児と介護のダブルケアに関するアンケートの結果や「茨城県ケアラー支援に関する有識者委員会」における検討を踏まえ策定する。</p> <p>（1）計画の目標 「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例の趣旨を踏まえ、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」</p> <p>（2）計画（案）の概要</p> <p>①基本方針及び施策の展開</p> <p>方針1 認知度向上・理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアラーにおける自覚や自発的な相談の促進 ・県民全体における認知度向上・理解促進 <p>方針2 相談・支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政における相談・支援体制の整備 ・教育機関等におけるヤングケアラー相談・支援体制の充実 <p>方針3 多様な支援施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアの状況に応じた支援の推進 ・ケアラーへの生活支援 <p>方針4 人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアラー支援関係機関における人材育成 ・ケアラー支援を担う県民等の育成 <p>②最優先の対応事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校等における認知度向上・理解促進の取組 ○地域におけるケアラー相談支援体制と連携の強化 <p>（3）計画期間 令和8年度から令和11年度まで（4年間）</p>
3 策定期間	令和8年3月
4 その他	<p>当計画（案）に係るパブリックコメントの結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和7年12月22日(月)から令和8年1月20日(月)まで(30日間) ・意見者数及び意見数 2人・3件 ・計画修正の有無 内容の修正を必要とする意見はなかった。

茨城県ケアラー支援推進計画[第2期](案)の概要

【計画の全体構成】

第1章 計画の概要

○計画策定の趣旨・位置づけ

「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」第9条に基づき、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定

第2期計画を策定

家族の世話を過度に行うヤングケアラーの問題、育児と介護を同時に担うダブルケアなど、ケアラー支援は現在も重要な課題

○第1期計画策定後の制度の動き(子ども・若者育成支援推進法の改正など)

○計画期間 2026年度から2029年度まで(4か年)

第2章 実態調査

○ヤングケアラー実態調査

令和6年11月～12月に実施した学校におけるヤングケアラー調査の結果概要

○ケアラー実態調査

令和7年7月～8月に実施したケアラー、ダブルケア調査の結果概要

直近の調査を掲載

第3章 ケアラー支援における課題

実態調査の結果や有識者委員会での意見等を踏まえ、ケアラー支援の課題を整理

○早期発見・早期把握

○支援へのつなぎ

○状況に応じた適切な支援

令和7年調査結果においても、早期発見・早期把握、支援へのつなぎ、状況に応じた適切な支援が重要であることが確認された

第4章 ケアラー支援における基本理念と基本方針

○基本理念

ケアラーとその家族が安心して自分らしく生きられる支え合いの地域社会づくり

○基本方針

ケアラー支援における課題解消に向けた4つの基本方針を規定

【方針1】認知度向上・理解促進

社会全体におけるケアラー及びその支援に関する認知度向上等を促進(ダブルケア、ワーキングケアラー、若者ケアラーの認知度向上を促進)

【方針2】相談・支援体制の整備

ケアラー等が相談しやすい環境や関係機関間の連携体制等を整備(支援ニーズに対し、包括的な支援体制整備の取組を支援)

【方針3】多様な支援施策の推進

既存施策を活用した適切な支援や関係機関による新たな取組を推進

【方針4】人材の育成

上記の方針1～3の実践する多様な人材の育成

第5章 基本方針に基づく施策の展開

最優先の
対応事項

①学校等における認知度向上・理解促進の取組

②地域におけるケアラー相談支援体制と連携の強化

引き続き、早期発見・早期把握のため認知度向上に取り組みとともに、相談支援体制と連携を強化

1 認知度向上・理解促進

(1)ケアラーにおける自覚や自発的な相談の促進

ヤングケアラー本人とそのまわりの大人向けに、ショート動画を作成し、啓発に努める

大学・専修学校の学生に対し、大学等と連携し啓発を行い、若者ケアラーが支援につながる契機とする

(2)県民全体における認知度向上・理解促進

ダブルケア、ワーキングケアラー、若者ケアラーの認知度向上の促進

ケアラー当事者と支援する側の両方に周知・啓発し、認知度向上を図る

(3)関係機関における啓発活動の推進

2 相談・支援体制の整備

(1)行政における相談・支援体制の整備

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対し、包括的な支援体制整備の取組を支援

(2)地域活動によるケアラー支援の取組推進

(3)教育機関等におけるヤングケアラー相談・支援体制の充実

(4)多様な関係機関による連携強化

3 多様な支援施策の推進

(1)ケアの状況に応じた支援の推進

子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援(一時預かり事業、こども誰でも通園制度ほか)

(2)交流の機会づくりの推進

子どもの食事や居場所を提供する子ども食堂を支援

(3)ケアラーへの生活支援

ワーキングケアラーの仕事と介護の両立支援の促進

(4)市町村におけるケアラー支援施策の実施促進

4 人材の育成

(1)ケアラー支援関係機関における人材育成

(2)ケアラー支援を担う県民等の育成

第6章 計画の推進体制と進捗管理

有識者委員会において、計画の進捗管理や更新、新たな課題への対応等を検討するとともに、ケアラー支援施策の実施を推進

資料編

・県ケアラー支援条例(条例全文)

・県ケアラー支援に関する有識者委員会(設置要項及び委員名簿)

ショート動画を活用したヤングケアラーの啓発について

福祉部福祉政策課

1 現状と課題

- ヤングケアラーは、家庭内の問題でケアする家族に自覚がない、他人に知られたくない等の理由から潜在化しやすく、子ども本人・周囲の大人とも気付きにくい状況にある。
- このため、子どもと大人の双方がヤングケアラーに気付ける環境づくりが重要であり、これまで積極的に周知啓発に取り組んできた。

2 対応

(1) ショート動画の作成

- 昨年12月に「子ども向け」と「大人向け」の啓発動画（SNSで見やすい30秒のショート動画）を新たに作成。

- ・子ども向け：自身がヤングケアラーかもしれないと気付くきっかけを提供
- ・大人向け：身近な子どもがヤングケアラーである可能性に気付く契機を提供

(2) 動画を活用した周知啓発

① SNSでの周知啓発

- TikTok・Instagram・YouTubeでSNS広告として配信し、児童生徒が視聴しやすい冬休みに重点的に展開するなど効果的な広報を実施。

<重点広告期間における視聴回数等>

広告対象の動画	SNSの種類	視聴(表示)回数等	重点広告期間
子ども向け	TikTok	140,576回 (1月7日現在)	12月25日～1月7日 (学校の冬季休業中)
大人向け	YouTube	67,879回 (1月5日現在)	12月24日～1月5日、 (1月10日以降は3月 22日までの土日)
	Instagram	160,821回 (1月5日現在)	

② 学校等関係機関を通じた周知啓発

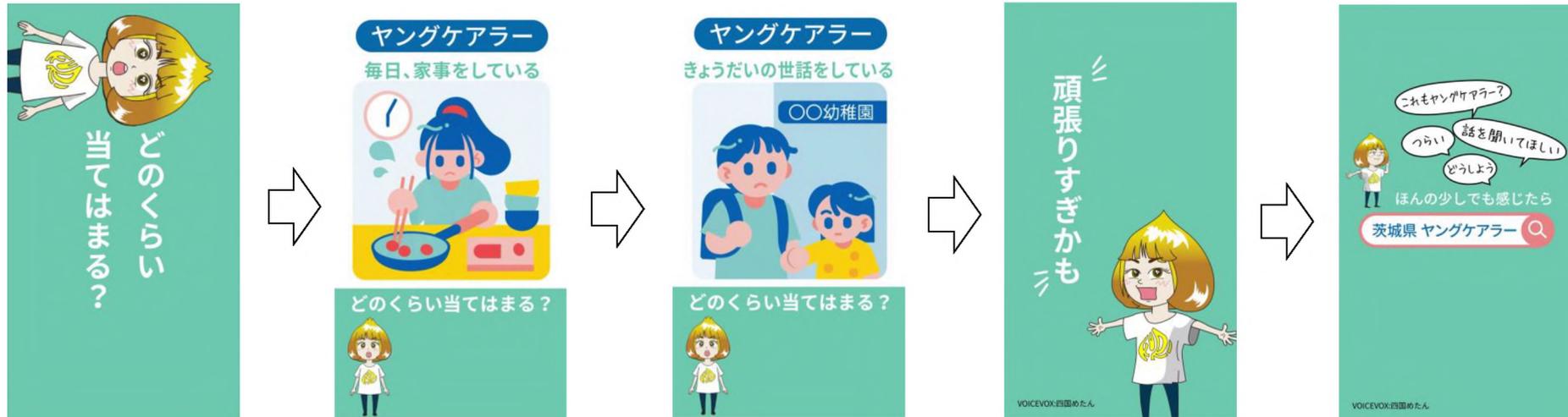
- 動画の配信に際して、県内全ての学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）に加え、市町村、茨城県社会福祉協議会等に対し、啓発動画の周知及び活用を依頼。

3 スケジュール等

- 1月～3月 SNS広告継続
- 3月 広告レポート受領
※広報の結果を検証し、ヤングケアラーの認知度向上に引き続き取り組んでいく。
- 4月以降 県公式ホームページにて、ショート動画掲載を継続

4 ショート動画（各約30秒）

- 子ども向けの動画：当事者である子どもたちに、自分がヤングケアラーかもしれないと気付くきっかけを与える



- 大人向けの動画：子どもの周りの多くの方に、ヤングケアラーに気付いてもらうきっかけを与える



最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について

福祉部福祉人材・指導課

1 趣旨及び背景

○平成 25 (2013) 年から実施した生活保護費 (生活扶助基準) の引き下げを違法とした最高裁判決 (令和 7 (2025) 年 6 月 27 日) を踏まえ、厚生労働省において当時の生活保護受給者等に必要な追加給付を行うことを決定。

<最高裁判決>

平成 25 (2013) 年に、当時、物価下落が継続し生活扶助基準が据え置かれていた状況を踏まえ、経済情勢の変化を適切に反映させる観点から、基準の引下げが行われた。

その際、必要な生活保護基準部会等による審議検討を経ていなかったことから、国の判断の過程及び手続には過誤、欠落があったとして、生活扶助基準に基づき決定した処分は違法であり、取り消すとの判決が出たもの。

2 経緯

令和 7 (2025) 年

6 月 平成 25 (2013) 年当時の保護決定処分を取消すとの最高裁判決

8 月 厚生労働省において最高裁判決への対応に関する専門委員会を設置

11 月 専門委員会報告等を踏まえ、政府において対応方針を決定

→当時の引き下げ水準を新たな水準に置換え、差額を追加給付

12 月 最高裁判決を踏まえた対応に関する自治体担当者向け説明会の実施

令和 8 (2026) 年

2 月 国による追加給付に係る特例告示 (対象世帯、対象期間、算定根拠等)

3 実施内容

(1) 対象世帯

○平成 25 (2013) 年 8 月から平成 30 (2018) 年 9 月までの間に生活保護を受給していた世帯等

(2) 支給金額

○生活扶助基準の「当時の水準 (▲4.78%)」と「新たな水準 (▲2.49%)」との差額を一括で支給

【国例示：地方部 (3 級地 - 2) で居宅ケース (全期間対象の場合)】

60 歳代単身世帯 8.5 万円

30 歳代夫婦、4 歳の子 1 人世帯 16.1 万円

4 県福祉事務所における支給スケジュール (予定)

4 月～ 対象世帯を抽出、追加給付額を計算

夏頃～ 現在の受給世帯について、職権により順次支給

廃止世帯 (元受給世帯) については、申出により順次支給

5 令和 8 年度当初予算案 合計 440 百万円

○保護費 (追加給付) 393 百万円 (国 3/4、県 1/4)

○支給事務に伴う経費 47 百万円 (国 10/10)

障害者福祉バス事業に対する支援について

福祉部障害福祉課

1 現 状

- 障害者の社会参加促進を図るため、障害者及びその介護者等が研修会やレクリエーションなどの余暇活動に参加する際に、無料で利用することができる障害者福祉バス事業を（一社）茨城県身体障害者福祉団体連合会（以下「連合会」という。）において実施している。
- 県では、移動支援が必要とされる障害者の社会参加の機会を確保し、障害者の自立支援を促進するため、当該事業に要する経費に対して補助を実施している。
- 現在運行している福祉バス車両は、平成 18 年度から運行を開始しており、車体の老朽化が著しく故障が多く発生していたため、連合会から早急な車両の更新に対する支援を求められてきた。

2 支援概要

- 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（R7 補正予算）を活用して、バス車両の購入経費に対する補助を行い、障害者福祉バス事業の継続を支援する。
（購入予定の車両等について） （車両イメージ）

項 目	内 容
種 類	9 m送迎バス（中型バス）
定 員	31 名
支援上限額	23,672 千円



（参考 1）現在の障害者福祉バス事業の概要

項 目	内 容
利用条件	障害者 10 人以上または障害福祉関係者 20 人以上
乗車定員	31 名（車椅子収納：3 台分を確保）※車椅子に対応したリフト付き
運行時間	原則 8:30～18:00 ※バス定置所を出庫してから戻るまでの時間
運営団体	（一社）茨城県身体障害者福祉団体連合会（委託先：有限会社 a c c 研究所）

（参考 2）福祉バスの利用状況

年度	利用日数	利用人数		年間走行距離	
		合計	1 日平均	合計	1 日平均
R1	153 日	3,263 人	21 人	25,014km	163km
R2	21 日	384 人	18 人	2,646km	126km
R3	51 日	909 人	18 人	7,022km	138km
R4	106 日	2,076 人	20 人	17,376km	164km
R5	153 日	3,346 人	22 人	26,210km	171km
R6	137 日	2,977 人	22 人	25,946km	189km

※R 2、3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用が大幅に減少。

里親委託推進の取組状況について

福祉部子ども政策局青少年家庭課

虐待等により保護者と生活することが難しい要保護児童について、県では、家庭と同様の環境で養育されるよう、里親委託推進に取り組んでいる。

1 里親委託推進チームによる取組の強化

- ・令和6(2024)年10月から、児童相談所、フォスタリング機関の職員などで構成する「里親委託推進チーム」を中央児童相談所に設置
- ・令和7(2025)年度から、当該チームに児童相談所職員を3名追加し、9名へ体制を拡充
- ・養育意欲が高い里親について、優先的に面談を行うとともに、その情報を児童相談所と共有、丁寧に子どもとのマッチングを実施

2 専門機関との連携

里親の確保及び支援体制の強化を図るため、広報・リクルート、研修、アフターケアなどの里親支援に係る業務を包括的に民間の専門機関に委託し、実施

【令和7(2025)年度の取組実績】(令和8(2026)年1月末時点)

- ①意欲ある新規里親の確保(リクルート)・一般向け広報
 - ・里親制度説明会の開催(計8回、延べ89人参加)
 - ・里親登録事前説明会の開催(計23回、延べ116人参加)
 - ・チラシのポスティング(計6.2万部)、医療機関、スーパー、薬局等でのポスター掲出(計2,520部)
 - ・里親月間(10月)に合わせた広報(県広報紙「ひばり(10月号)」、新聞記事広報(計7紙掲載))
 - ・「広げよう!里親の輪」トークイベントを開催(2月16日)
- ②里親のトレーニング
 - ・未委託里親のスキルアップ研修を実施(計10回×2地域)
- ③委託中里親のアフターケアの強化
 - ・相談員による里親訪問やメール・LINEによる相談支援を強化

3 日本財団との協定締結

里親委託や家庭養育の推進などのこどもサポートプロジェクトを推進する(公財)日本財団と里親委託推進に係る協定を締結し、県内の里親会等の事業と連携・支援することにより、子どもが安全・安心であたたかい家庭で育つ社会の実現を目指す。

①協定期間

令和8(2026)年度から令和11(2029)年度まで(4か年度)【締結は4月中旬を予定】

②協定の内容等

- ・乳幼児里親委託の推進
- ・親子支援、親子分離の予防及び子どもの家庭復帰の推進
- ・里親支援及び里親の養育に関する専門性の向上 など

【参考】里親等委託率の推移

年度	2021	2022	2023	2024
里親等委託率	19.4%	20.3%	21.6%	25.6%
里親委託児童数	138人	148人	154人	182人
里親登録数	358組	380組	443組	466組

令和 8 年第 1 回定例会 保健福祉医療委員会資料

令和 8 年度組織改正の概要（福祉部関係）

令和 8 年 3 月 1 3 日

福 祉 部

● 健康長寿日本一に係る推進体制及び高齢者福祉支援体制の強化

- ・ がん・循環器病対策と健康増進を一体的に実施し、健康長寿日本一を目指す取組の推進を強化するため、**保健医療部疾病対策課から健康推進課に「がん・循環器病対策推進室」を移管。**

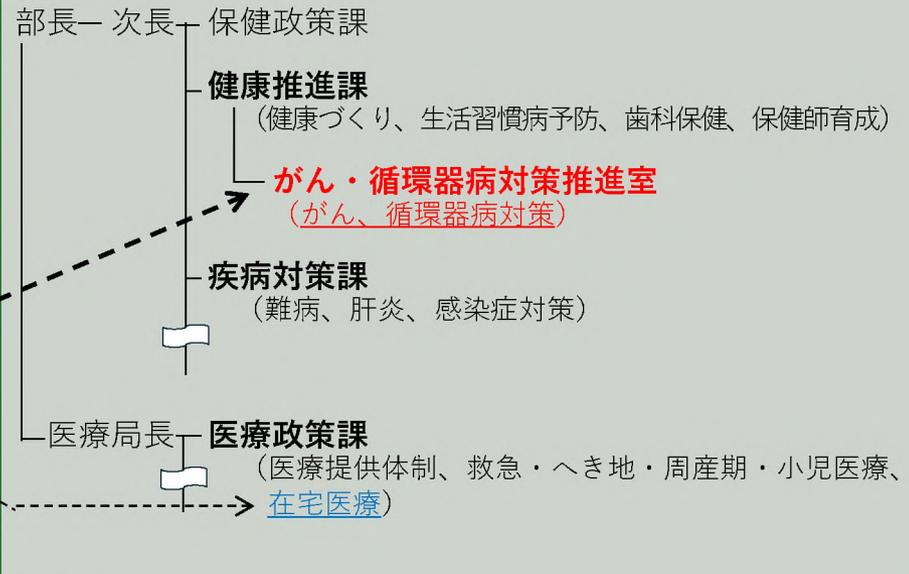
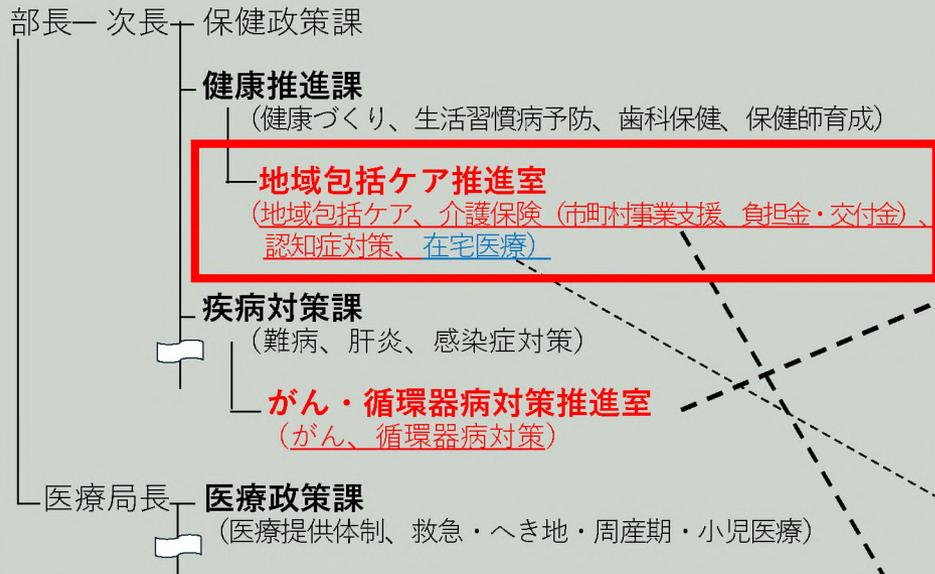
- ・ **福祉課題が複雑化かつ複合化する中、高齢者に対する医療・介護・福祉サービス等に関する支援を強化し、他の福祉的支援と一元的に実施するため、保健医療部健康推進課から福祉部長寿福祉課に「地域包括ケア推進室」を移管。**

R 7 現行

R 8 改正

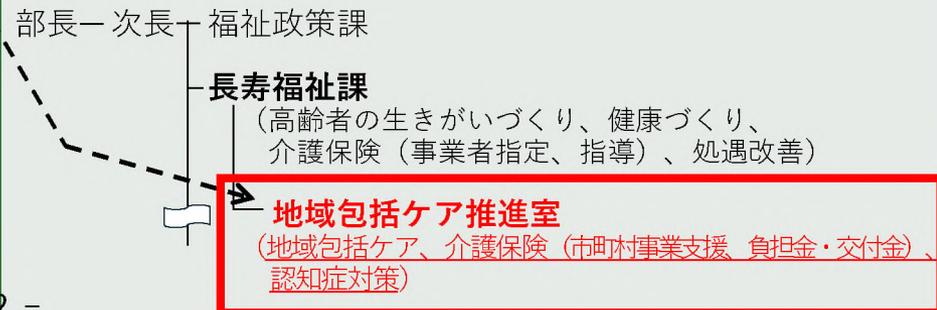
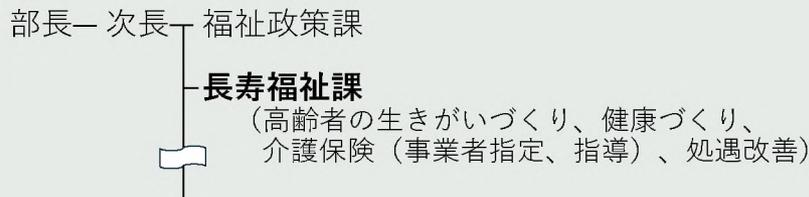
【保健医療部】

【保健医療部】



【福祉部】

【福祉部】



令和 8 年第 1 回定例会

保健福祉医療委員会資料

- 令和 7 年度補正予算・その他の議案等
- 令和 8 年度当初予算・条例

令和 8 年 3 月 1 3 日

福 祉 部

目 次

令和7年度補正予算・その他の議案等

【補正予算】

- ・ 第43号議案 令和7年度茨城県一般会計補正予算（第9号）…………… 3
- ・ 第50号議案 令和7年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）…… 4

【その他の議案等】

- ・ 第74号議案 権利の放棄について（母子・父子・寡婦福祉資金貸付金）…………… 13
- ・ 報告第1号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について
別記5 和解について…………… 14

令和8年度当初予算・条例

【当初予算】

- ・ 第1号議案 令和8年度茨城県一般会計予算…………… 15
- ・ 第8号議案 令和8年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算…………… 15

【条例】

- ・ 第30号議案 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例…………… 27
- ・ 第31号議案 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例…………… 28
- ・ 第32号議案 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… 29
- ・ 第33号議案 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… 30
- ・ 第34号議案 児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… 31
- ・ 条例改正議案 新旧対照表…………… 32

令和7年度補正予算・その他の議案等

第43号議案

令和7年度 茨城県一般会計補正予算（第9号）

○ 一般会計補正予算（福祉部分）

〔歳 出〕

（単位：千円）

	7年度当初	補正前の額	今回補正額	最終予算額
福祉部予算額	92,538,447	102,396,321	6,000,892	108,397,213
7款) 福祉費*	91,437,237	101,294,810	6,184,920	107,479,730
15款) 教育費 (私学振興費等)	1,101,210	1,101,511	△184,028	917,483

※県民生活環境部分を除く。

〔繰越明許費補正〕

（単位：千円）

	補正前の額	補正額	計
福祉部合計	—	10,787,337	10,787,337
7款) 福祉費	—	10,787,337	10,787,337
1項) 福祉政策費	—	156,200	156,200
2項) 生活保護費	—	9,990	9,990
3項) 障害福祉費	—	2,533,251	2,533,251
4項) 長寿福祉費	—	7,792,385	7,792,385
5項) 児童福祉費	—	295,511	295,511

〔地方債補正〕

（単位：千円）

起債の目的	補正前限度額	補正額	補正後の限度額
放課後児童クラブ整備事業	67,200	△29,200	38,000
保護施設整備事業	34,900	△34,900	—
児童福祉施設整備事業	99,900	△1,800	98,100
老人福祉施設整備事業	466,100	△347,700	118,400
障害福祉施設整備事業	242,200	△140,800	101,400
総合福祉会館整備事業	153,600	△22,300	131,300
青少年会館整備事業	1,400	500	1,900
(合計)	1,065,300	△576,200	489,100

第50号議案

令和7年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

[歳入歳出予算の補正]

(単位:千円)

	補正前の額	補正額	計
歳入	322,365	△20,100	302,265
歳出	322,365	△20,100	302,265

○福祉部の主な事業

【令和7年度補正予算】

- ・福祉施設等物価高騰対策支援関連事業、
私立学校等物価高騰対策支援関連事業…………… 6
- ・介護事業所等生産性向上推進事業…………… 9
- ・子ども食堂等緊急支援事業…………… 11

主要事業等の概要（案）

福祉部 福祉人材・指導課、長寿福祉課、障害福祉課、子ども未来課、青少年家庭課

事業名又は議案の 名称	福祉施設等物価高騰対策支援関連事業 私立学校等物価高騰対策支援関連事業 事業名：保護施設物価高騰対策支援事業（福祉人材・指導課） 介護施設等物価高騰対策支援事業（長寿福祉課） 介護施設等食材料費高騰対策緊急支援事業（長寿福祉課） 障害者施設物価高騰対策支援事業（障害福祉課） 幼児教育・保育施設物価高騰対策支援事業（子ども未来課） 児童養護施設等物価高騰対策支援事業（青少年家庭課）
1 予算額	1, 537, 228千円 各事業の予算額 保護施設物価高騰対策支援事業： 9,990千円 介護施設等物価高騰対策支援事業： 659,850千円 介護施設等食材料費高騰対策緊急支援事業： 400,554千円 障害者施設物価高騰対策支援事業： 392,132千円 幼児教育・保育施設物価高騰対策支援事業： 55,369千円 児童養護施設等物価高騰対策支援事業： 19,333千円
2 現況・課題	福祉施設等においては、エネルギー価格や食材料費の高騰により、光熱水費等の負担が増大している。
3 必要性・ねらい	上記のような環境下において、安定した施設運営を図るため、光熱水費等の負担が増大している福祉施設事業者等に対して支援を行う。
4 事業の内容	(1) 事業概要 光熱水費及び食材料費の高騰による負担を軽減するための支援金の支給 (2) 対象経費 福祉施設等の光熱水費及び食材料費の高騰分 (3) 施設数及び支給額 ① 施設数 ア 高齢者施設 4,170 施設 イ 障害者施設 3,735 施設 ウ 児童養護施設等 40 施設、里親 200 組 エ 保護施設(救護施設) 5 施設 オ 私立幼稚園・保育所等 1,033 施設 ※ 食材料費については、上記施設のうち、食事の提供が必要な入所系福祉施設等が対象 ② 支給額 ア 光熱水費 支給額＝R 5 光熱水費×6.5%（物価上昇率） ×1/2（補助率） イ 食材料費 支給額＝18 千円×利用者数 ※ 単価は、国の医療・介護パッケージにおける食材料費支援の補助単価
5 参考事項	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用



【R7最終補正予算額 1,482百万円】

福祉部福祉人材・指導課保護G (029-301-3164)
 長寿福祉課介護保険指導・監査G (029-301-3343)
 障害福祉課自立支援G (029-301-3363)
 子ども政策局青少年家庭課児童育成G (029-301-3258)

エネルギー価格や食材料費の高騰により増大する福祉施設の負担を軽減し、安定した施設運営を図るため、福祉施設事業者等に対して光熱水費等の支援を行います。

光熱水費	【事業概要】 光熱水費の高騰による負担を軽減するため支援金を支給	
	【対象経費】 福祉施設等の光熱水費の高騰分	
	1 高齢者施設 (660百万円)	3 児童養護施設等 (5百万円)
	2 障害者施設 (192百万円)	4 保護施設 (救護施設) (2百万円)

支給先：高齢者施設等
対象数：4,170施設



支給先：児童養護施設・里親等
対象数：40施設、里親200組



支給先：障害者施設等
対象数：3,735施設



支給先：保護施設 (救護施設)
対象数：5施設



食材料費	<p>【事業概要】 食材料費の高騰による負担を軽減するため支援金を支給</p> <p>【対象経費】 食事の提供が必要な入所系施設等の食材料費の高騰分</p> <p>【対象数】 介護老人保健施設 等 1,447施設 (623百万円)</p>
-------------	--



【R7最終補正予算額 90百万円】

福祉部子ども政策局子ども未来課企画・幼稚園G (029-301-3252)
教育庁総務企画部私学振興室 (029-301-2249)
保健医療部医療局医療人材課人材育成G (029-301-3151)

エネルギー価格の高騰により増大する私立学校等の負担を軽減し、健全な学校経営の維持を図るため、光熱水費の負担が増大している私立学校等に対して支援を行います。

【事業概要】 光熱水費の高騰による私立学校等の負担を軽減するため支援金を支給

【対象経費】 各学校・養成所・幼稚園等の光熱水費の高騰分

1 私立幼稚園・保育所等 (55百万円)

支給先：私立幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設、認可外保育施設を設置する法人及び個人

対象数：686法人1,033施設



2 私立高等学校等 (33百万円)

支給先：私立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校を設置する学校法人

対象数：55法人86校



3 医療関係職種養成所 (2百万円)

支給先：看護師等養成所・その他医療関係職種養成所※を設置する法人
※理学療法士課程、言語聴覚士課程、歯科衛生士課程、歯科技工士課程

対象数：16法人16校



主要事業等の概要（案）

福祉部 長寿福祉課

事業名又は議案の名称	介護事業所等生産性向上推進事業【新規】													
1 予算額	882,376千円													
2 現況・課題	生産年齢人口の減少傾向が大きくなる一方、2040年にかけて高齢化社会のピークを迎えることから、介護需要が急激に増加している。													
3 必要性・ねらい	物価高騰の影響を受ける介護事業所等に対し、介護職員等の賃上げや職場環境の改善を図るため、見守り機器や介護ソフト等の導入を支援することにより、生産性を向上させ、介護人材の定着・確保や利用者へのより良いケアの提供につなげる。													
4 事業の内容 （事業フロー、年次別・全体計画等）	（1）補助対象 「処遇改善加算」を取得しており、次のいずれかの要件を満たす介護事業所等 ア 「処遇改善加算」を上回る賃上げの実施 イ 職場環境の改善につながる取組（取組内容は県HPにおいて公表） 例）育児・介護に係る休暇の取得率向上、国家資格等の取得支援など （2）対象経費 ア 見守り機器等の導入（補助上限額：30万円/機器） イ 介護ソフトの導入（補助上限額：250万円/事業所等） （3）補助率 4/5													
5 参考事項 （過去の実績、他県の状況、関連データ等）	○令和6年度までの既存事業の実績 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">見守り機器等</th> <th>ICT機器 (介護ソフト等)</th> </tr> <tr> <th>事業所数</th> <th>台数</th> <th>事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護施設等</td> <td>380</td> <td>4,553</td> <td>220</td> </tr> </tbody> </table>				見守り機器等		ICT機器 (介護ソフト等)	事業所数	台数	事業所数	介護施設等	380	4,553	220
	見守り機器等		ICT機器 (介護ソフト等)											
	事業所数	台数	事業所数											
介護施設等	380	4,553	220											



【R7最終補正予算額 882百万円】

福祉部長寿福祉課介護基盤整備G (029-301-3321)

物価高の影響を受けている介護事業所等に対し、介護職員等の賃上げや職場環境の改善を図るため、見守り機器等の導入を支援します。

<補助対象>

「処遇改善加算」を取得しており、次のいずれかの要件を満たす介護事業所等

- ① 「処遇改善加算」を上回る賃上げの実施
- ② 職場環境の改善につながる取組（取組内容は県HPにおいて公表）
例）育児・介護に係る休暇の取得率向上、国家資格等の取得支援など

<対象経費>

- ・ 見守り機器等の導入経費（補助上限：30万円/機器）
- ・ 介護ソフトの導入経費（補助上限：250万円/事業所等）

<補助率>

4/5



主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 青少年家庭課

事業名又は議案の 名 称	子ども食堂等緊急支援事業【新規】
1 予 算 額	19,200千円
2 現況・課題	無料や低価格帯で子どもや家庭に食事や食料品を提供する子ども食堂やフードパントリーでは、食料品を中心とした物価高騰により、運営費用の負担が増大している。
3 必要性・ねらい	子ども食堂等のニーズが高い精米を配付することで、子ども食堂等の運営を緊急的に支援する。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>(1) 事業内容 「子ども食堂サポートセンターいばらき」が子ども食堂の希望を取りまとめ、受託事業者から各所に茨城県産米(精米)を配送</p> <p>(2) 対象 県内の子ども食堂等(延べ240団体への配付を想定)</p> <p>(3) 配付物 茨城県産米(精米) 3,000袋(5kg/袋) 計15t</p>
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用</p> <p>○子ども食堂サポートセンターいばらき 子ども食堂に関する総合相談、寄贈調整などを行い、子ども食堂の立ち上げや活動の継続を支援する目的で設置。</p>



【R7最終補正予算額 19百万円】

福祉部子ども政策局青少年家庭課青少年・母子福祉G
(029-301-2183)

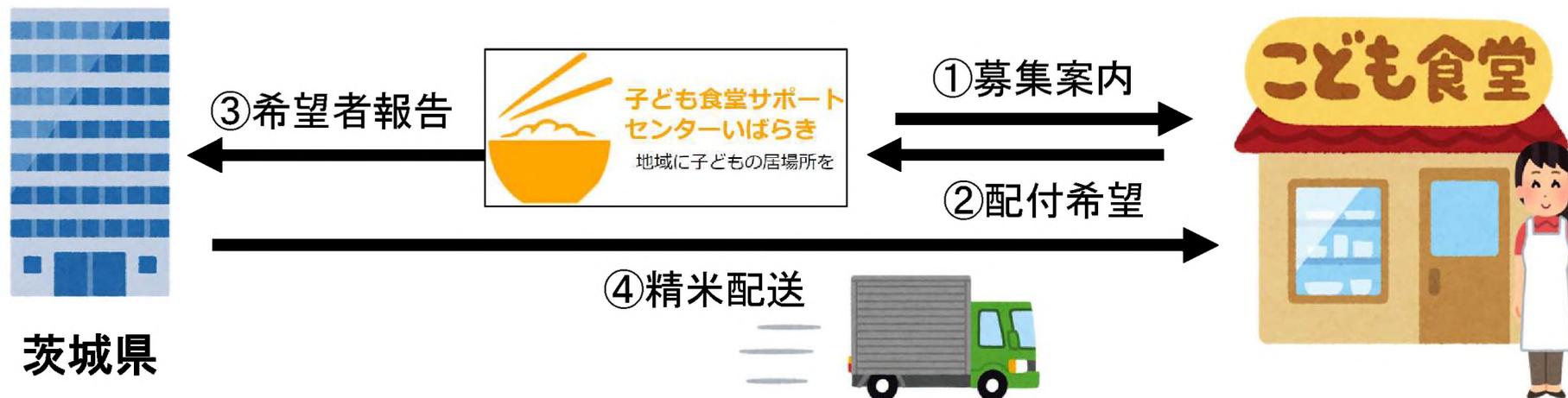
食料品の価格高騰により運営費用の負担が増加している子ども食堂やフードパントリーの活動を支援するため、緊急対応として精米の配付を行います。

1 配付物

茨城県産米（精米） 3,000袋（5kg/袋） 15 t
※延べ240団体への配付を想定

2 配付方法

「子ども食堂サポートセンターいばらき（県既存事業）」が子ども食堂等からの希望を取りまとめ、各所に精米を配送



報告第 1 号

別記 5

和解について

自家用自動車による公務出張承認に係る軽乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

- (1) 個人
- (2) 法人

2 和解の内容

- (1) 令和 6 年 7 月 2 日（火）午前 6 時 55 分頃、土浦市手野町 1523 番地 1 地先国道上で発生した事故
- (2) 事故の概要
福祉人材・指導課所属の職員が、軽乗用自動車を運転して出張途中、上記国道において、相手方の普通乗用自動車に追突し、損害を与えた。
- (3) 茨城県が支払う損害賠償額 1,614,676 円
(注) 上記賠償額は、損害保険ジャパン株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 8 年 1 月 27 日

茨城県知事 大井川 和彦

令和8年度当初予算・条例

第1号議案

令和8年度 茨城県一般会計予算

○ 一般会計予算（福祉部分）

〔歳出〕

（単位：千円）

	8年度当初予算	7年度当初予算	増減	前年度当初比
福祉部予算額	96,779,569	92,538,447	4,241,122	4.6%増
7款) 福祉費	95,779,502	91,437,237	4,342,265	4.7%増
15款) 教育費 (私学振興費等)	1,000,067	1,101,210	△101,143	9.2%減

〔地方債〕

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
放課後児童クラブ整備事業	61,200	債券発行 又は 普通貸借	年利5.0% 以内	30年以内
保護施設整備事業	15,000			
児童福祉施設整備事業	25,100			
老人福祉施設整備事業	521,800			
障害福祉施設整備事業	369,200			
総合福祉会館整備事業	316,400			
青少年会館整備事業	2,600			
(合計)	1,311,300			

第8号議案

令和8年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

〔歳出〕

（単位：千円）

	8年度当初予算	7年度当初予算	増減	前年度当初比
予算額	196,930	322,365	△125,435	38.9%減

○福祉部の主な事業

【令和8年度当初予算】

- ・ 不妊治療費助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ・ プレ妊活健診事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ・ 過疎地域出産祝金補助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- ・ 民間保育所等保育サービス支援強化事業・・・・・・・・・・・・ 23
- ・ ひとり親ワークライフ臨時サポート事業・・・・・・・・・・・・ 25

主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 少子化対策課

事業名又は議案の 名 称	不妊治療費助成事業【拡充】
1 予 算 額	69,500千円
2 現況・課題	令和7年4月から開始した県独自の不妊治療費助成事業について、制度の更なる充実を図る必要がある。
3 必要性・ねらい	不妊治療費助成事業の助成対象を拡大することで、妊娠を望み不妊治療に取り組む方の更なる経済的負担の軽減を図る。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>不妊治療に取り組む方に対する助成事業を行う市町村に対して補助を行う。</p> <p>1 実施主体 市町村</p> <p>2 助成対象</p> <p>① 保険適用された治療と併用して自費で実施する先進医療に係る費用の一部を助成</p> <p>② <u>治療開始年齢が40歳から43歳未満の方で、保険適用外となる4回目以降(最大2回まで)の生殖補助医療に係る費用の一部を助成【新規】</u></p> <p>3 助成額</p> <p>① 1件あたり上限4万円(県1/2、市町村1/2)</p> <p>② <u>1件あたり上限10万円(県10/10)</u></p>
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>○先進医療とは</p> <p>厚生労働省が承認した、妊娠に対する安全性や有効性において一定の評価を得ており、将来的な保険導入が検討されている治療。</p>

【R8当初予算額 70百万円】

(R7当初予算額 18百万円)

福祉部子ども政策局少子化対策課母子保健G (029-301-3257)

妊娠を望み不妊治療に取り組む方の更なる経済的な負担軽減を図るため、適用回数を増やすなど不妊治療費助成事業の対象を拡大します。

【事業内容】

1 実施主体 市町村

2 助成対象

- ①保険適用された治療と併用して自費で実施する先進医療(※)等に係る費用の一部を助成
- ②治療開始年齢が40歳から43歳未満の方で、保険適用外となる4回目以降(最大2回まで)の生殖補助医療に係る費用の一部を助成【新規】

3 助成額

- ①1件あたり上限4万円(県1/2、市町村1/2)
- ②1件あたり上限10万円(県10/10)



※ 先進医療とは、妊娠に対する安全性や有効性において一定の評価を得ており、将来的な保険導入が検討されている先進治療

主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 少子化対策課

事業名又は議案の 名 称	プレ妊活健診事業【新規】																								
1 予 算 額	32,887千円																								
2 現況・課題	<p>少子化の背景には、晩婚化の影響が指摘されていることから、性別を問わず、若い時期から性や健康に関する正しい知識を得て健康管理を行い、ライフプランを構築するよう促す取組を進めることが重要である。</p>																								
3 必要性・ねらい	<p>プレコンセプションケアの知識の普及にあわせ、妊娠に向けた健康状態を確認できるプレ妊活健診を実施することで、早期治療やライフプランの構築につなげる。</p>																								
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>将来、子どもを望む夫婦に対し以下の事業を実施する。</p> <p>1 実施主体 県</p> <p>2 対象者 県内に住所を有し、妊娠を希望する夫婦 ※婚姻後2年以内でかつ妻の年齢が40歳未満の方</p> <p>3 事業内容 受診を希望する夫婦に対し受診券を配布する(医療機関の指定あり)。</p>																								
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>○不妊を心配したことがある夫婦の割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">年</td> <td>平成14年</td> <td>平成17年</td> <td>平成22年</td> <td>平成27年</td> <td>令和3年</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>26.1</td> <td>25.8</td> <td>31.1</td> <td>35.0</td> <td>39.2</td> </tr> </table> <p>○不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">年</td> <td>平成14年</td> <td>平成17年</td> <td>平成22年</td> <td>平成27年</td> <td>令和3年</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>12.7</td> <td>13.4</td> <td>16.4</td> <td>18.2</td> <td>22.7</td> </tr> </table> <p>※出典：国立社会保障・人口問題研究所 各年の「社会保障・人口問題基本調査」</p>	年	平成14年	平成17年	平成22年	平成27年	令和3年	割合(%)	26.1	25.8	31.1	35.0	39.2	年	平成14年	平成17年	平成22年	平成27年	令和3年	割合(%)	12.7	13.4	16.4	18.2	22.7
年	平成14年	平成17年	平成22年	平成27年	令和3年																				
割合(%)	26.1	25.8	31.1	35.0	39.2																				
年	平成14年	平成17年	平成22年	平成27年	令和3年																				
割合(%)	12.7	13.4	16.4	18.2	22.7																				

【R8当初予算額 33百万円】

福祉部子ども政策局少子化対策課母子保健G（029-301-3257）

将来子どもを望む夫婦が、早期に妊娠・出産の希望がかなうよう、妊娠に向けた健康状態を確認できるプレ妊活健診を実施します。

【事業内容】

- (1) 目的：結婚後間もない夫婦を対象に、プレコンセプションケアの知識の普及及び健康状態のチェックを行い、早期治療やライフプランの構築につなげる
- (2) 対象：県内に住所を有し、妊娠を希望する夫婦
※婚姻後2年以内かつ妻の年齢が40歳未満
- (3) 内容：プレ妊活健診の受診を希望する夫婦に対し、受診券を配布（医療機関の指定あり）

【プレ妊活健診の例】

項目	内容
医師による相談・指導	妊娠に向けた健康や栄養、ライフプラン等に関するアドバイス
女性向け検査	子宮・卵巣の状態、卵巣年齢、性感染症、甲状腺機能等の検査など
男性向け検査	精液検査など
その他	動画等により性や健康に関する正しい知識についての啓発など



主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 少子化対策課

事業名又は議案の 名 称	過疎地域出産祝金補助事業【新規】
1 予 算 額	39,700千円
2 現況・課題	<p>令和6年の本県出生数は13,976人、人口千対出生率は5.1といずれも18年連続で前年を下回っており、少子化が急速に進行している。</p> <p>特に過疎地域指定の市町においては、少子高齢化が進み人口千対出生率も県内で低位に位置していることから、少子化対策が喫緊の課題となっている。</p>
3 必要性・ねらい	<p>過疎地域に対する出産祝金の補助を通じ、若年世帯の移住促進や出生数の増加、ひいては社会全体での出産・子育てを応援する機運の醸成を図る。</p>
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>過疎地域指定の市町に対し、以下の事業を実施する。</p> <p>1 実施主体 過疎地域指定の市町</p> <p>2 補助内容 出産祝金制度を実施している対象市町に対し、市町設定の祝金と同額を県が補助を行う。 (出生一人当たり100万円を上限)</p>
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>県内の過疎地域指定の市町（R7年度：11市町） 常陸太田市・潮来市・常陸大宮市・稲敷市・ かすみがうら市・桜川市・行方市・城里町・大子町・ 河内町・利根町</p>

【R8当初予算額 40百万円】

福祉部子ども政策局少子化対策課企画・結婚支援G（029-301-3261）

過疎地域指定の市町が実施する出産祝金に対し、県が同額を補助することにより、少子化対策の推進を図るとともに地域での子育てを応援します。

1 事業目的

過疎地域に対する出産祝金の補助を通じ、若年世帯の移住促進や出生数の増加、ひいては社会全体での出産・子育てを応援する機運の醸成を図る

2 事業内容

○実施主体 過疎地域指定の市町

○補助内容 出産祝金制度を実施している対象市町に対し、市町設定の祝金と同額を県が補助（出生一人あたり100万円を上限）

例：市の補助が1人あたり3万円の場合、県が3万円を追加補助

【過疎地域指定の市町】（11市町）（R7年度時点）

常陸太田市・潮来市・常陸大宮市・稲敷市・かすみがうら市・桜川市・行方市・城里町・大子町・河内町・利根町



主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 子ども未来課

<p>事業名又は議案の 名 称</p>	<p>民間保育所等保育サービス支援強化事業【新規】</p>														
<p>1 予 算 額</p>	<p>216,400千円</p>														
<p>2 現況・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国では、1歳児の職員配置の改善（「6：1」から「5：1」）を進めるため、昨年4月に、一定の要件を満たす施設に対し、「1歳児配置改善加算」を創設した。 ・県では、手厚い保育を提供するため、保育施設が早期に「5：1」配置を実現し、国加算を取得できるよう、その要件であるICTの環境整備を進める必要がある。 ・併せて、保育施設における障害児等の受入が、年々増加していることから、受入体制を強化する必要がある。 														
<p>3 必要性・ねらい</p>	<p>1歳児や障害等のある子どもに手厚い保育の提供ができる環境を整えるため、保育施設の受入体制強化を支援する。</p>														
<p>4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)</p>	<p>(1) 1歳児保育サービス支援事業（100,800千円） 1歳児の手厚い保育に要する経費の一部を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：1歳児配置改善加算未取得の民間保育所等 ・補助単価：1歳児1人あたり5千円/月 (県1/2、市町村1/2) <p>(2) 保育ICTシステム導入経費支援事業（30,000千円） ICTシステム導入経費の一部を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：1歳児配置改善加算未取得の民間保育所等 ・補助単価：上限500千円（県1/2、事業者1/2） <p>(3) 民間保育所等障害児等受入支援事業（85,600千円） 障害児やアレルギー児の受入に要する経費の一部を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：医師の診断のある障害児や医師の指示書等のあるアレルギー児を受け入れている民間保育所等 ・補助単価：障害児1人あたり4千円/月 アレルギー児1施設あたり50千円/年 														
<p>5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)</p>	<p>〈国の1歳児配置改善加算制度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給要件：職員配置5：1以上、ICT活用、職員の平均経験年数10年以上 ・支給額：1歳児1人あたり18千円程度/月 <p>〈保育施設における障害をもつ子どもの状況〉</p> <table border="1" data-bbox="494 1892 1428 2016"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害児数</td> <td>1,440人</td> <td>1,555人</td> <td>1,651人</td> </tr> <tr> <td>受入施設数</td> <td>386施設</td> <td>405施設</td> <td>426施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：障害児保育等実施状況調査（厚生労働省）</p>				R4	R5	R6	障害児数	1,440人	1,555人	1,651人	受入施設数	386施設	405施設	426施設
	R4	R5	R6												
障害児数	1,440人	1,555人	1,651人												
受入施設数	386施設	405施設	426施設												

【R8当初予算額 216百万円】

福祉部子ども政策局子ども未来課保育G（029-301-3243）

1歳児や障害等のある子どもに手厚い保育の提供ができる環境を整えるため、保育施設の受入体制強化を支援します。

1歳児保育サービス支援事業（100百万円）

- 【事業内容】 1歳児の手厚い保育に要する経費の一部を補助
- 【実施主体】 市町村
- 【補助対象】 1歳児配置改善加算未取得の民間保育所・認定こども園
- 【補助単価】 1歳児1人あたり5千円/月（県1/2、市町村1/2）

保育ICTシステム導入経費支援事業（30百万円）

- 【事業内容】 ICTシステム導入経費の一部を補助
- 【補助対象】 1歳児配置改善加算未取得の民間保育所・認定こども園
- 【補助単価】 上限500千円（県1/2、事業者1/2）



民間保育所等障害児等受入支援事業（86百万円）

- 【事業内容】 障害児やアレルギー児の受入に要する経費の一部を補助
- 【補助対象】 医師の診断のある障害児や医師の指示書等のあるアレルギー児を受入れている民間保育所・認定こども園
- 【補助単価】 障害児1人あたり4千円/月、アレルギー児1施設あたり50千円/年

主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 青少年家庭課

事業名又は議案の 名 称	ひとり親ワークライフ臨時サポート事業 【新規】
1 予 算 額	205,866千円
2 現況・課題	ひとり親家庭のうち特に母子世帯は、非正規雇用が多く、子育てと就労を一人で担っているため、収入が多い正規雇用での就業やそれに向けた就職活動が困難な状況にある。
3 必要性・ねらい	家事支援等を必要としているひとり親家庭に対して、家庭生活支援員の派遣や施設等における子どもの一時預かりを実施することで、ひとり親家庭の生活の安定を図る。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>(1) 事業内容 仕事や就学により家事や育児の支援を必要としているひとり親世帯を対象に家事や育児を代行する家庭生活支援員の派遣又は施設等での一時預かりを実施</p> <p>(2) 対象 18歳以下の子どものいるひとり親世帯</p> <p>(3) 利用者負担 なし（無料）</p> <p>(4) 利用上限 小学生以下の子どものいる世帯：最大96時間/月 (中学生以上：最大24時間/月)</p>
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用

【R8当初予算額 206百万円】

福祉部子ども政策局青少年家庭課青少年・母子福祉G（029-301-2183）

家事支援等を必要としているひとり親家庭に対して、臨時の家庭生活支援員の派遣や施設等における子どもの一時預かりを重点的に実施し、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。

事業概要

＜事業内容＞ 仕事や就学により家事・育児の支援を必要としているひとり親世帯を対象に
家事・育児を代行する家庭生活支援員の派遣又は施設等での預かりを実施

＜対象＞ 18歳以下の子どもがいるひとり親世帯

＜利用者負担＞ なし

＜利用上限＞ 小学生以下の子どもがいる世帯：最大96時間/月
（中学生以上：最大24時間/月）



ひとり親世帯

派遣等依頼



家庭生活支援員

家事・育児の代行
または
施設等での預かり



ひとり親世帯

条 例 (案) の 概 要

福祉部 障害福祉課

条例の名称	児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 制定（改正） の理由・根拠	条例を定めるに当たり、従うべき、又は参酌すべき基準を規定する「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）の一部改正に伴う所要の改正
2 制定（改正） の目的	各事業所で行う健康診断に関する規定の省令改正に従い、所要の改正を行うもの
3 背景・必要性	各事業所の健康診断について、市町村の乳幼児健康診査の情報を共有するなど、事業所や障害児、保護者の負担を軽減し、健康管理を円滑に行うことが求められている。
4 内 容	市町村が母子保健法に基づき実施する健康診査を受けた乳幼児について、各事業所で行う健康診断を省略できる規定を追加
5 効果・影響	事業所の健康管理の円滑な実施による、事業所や障害児、保護者の負担軽減
6 施行日	公布の日
7 参考事項	指定児童発達支援事業所数（R7.10 月現在） 390 事業所

条 例 (案) の 概 要

福祉部 障害福祉課

条例の名称	児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 制定（改正）の理由・根拠	条例を定めるに当たり、従うべき、又は参酌すべき基準を規定する「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）の一部改正に伴う所要の改正
2 制定（改正）の目的	各施設で行う健康診断に関する規定の省令改正に従い、所要の改正を行うもの
3 背景・必要性	各施設の健康診断について、市町村の乳幼児健康診査の情報を共有するなど、施設や障害児、保護者の負担を軽減し、健康管理を円滑に行うことが求められている。
4 内 容	市町村が母子保健法に基づき実施する健康診査を受けた乳幼児について、各施設で行う健康診断を省略できる規定を追加
5 効果・影響	施設の健康管理の円滑な実施による、施設や障害児、保護者の負担軽減
6 施行日	公布の日
7 参考事項	指定福祉型障害児入所施設数（R7.10月現在） 7施設

条 例 (案) の 概 要

福祉部 子ども政策局 子ども未来課、青少年家庭課

条例の名称	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 制定（改正）の理由・根拠	条例を定めるに当たり、従うべき又は参酌すべき基準を規定する「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和 23 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に伴う所要の改正
2 制定（改正）の目的	各保育所等で行う健康診断に関する規定や、乳児院等に配置される職員、児童自立支援専門員及び児童生活支援員の任用要件に関する規定等の省令改正に従い、所要の改正を行うもの
3 背景・必要性	各保育所等の健康診断について、市町村の乳幼児健康診査の情報を共有するなど、子どもや保護者等の負担を軽減し、健康管理を円滑に行うことが求められている。 また、乳児院等に配置される職員について、その資質の向上とともに、専門性の確保を図ることが求められている。
4 内 容	(1) 市町村が母子保健法に基づき実施する健康診査を受けた乳幼児について、各保育所等で行う健康診断を省略できる規定を追加 (2) 乳児院等に配置される職員の任用要件に、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を、児童自立支援専門員及び児童生活支援員の任用要件に、こども家庭ソーシャルワーカー又は精神保健福祉士の資格を有する者を追加
5 効果・影響	(1) 保育所等の健康管理の円滑な実施による、子どもや保護者等の負担軽減 (2) こども家庭福祉及びソーシャルワークに関する高い専門性を有する者を任用要件に追加することによる職員の資質の向上及び専門性の確保
6 施行日	公布の日
7 参考事項	○保育所等施設数（R7.4月現在） 保育所：432 施設 認定こども園（幼保連携型）：179 施設 認定こども園（保育所型）：26 施設 認定こども園（幼稚園型）：64 施設 地域型保育事業：155 施設 ○児童養護施設等施設数（R7.4月現在） 児童養護施設等：21 施設 乳児院：3 施設 母子生活支援施設：3 施設

条 例 (案) の 概 要

福祉部 子ども政策局 子ども未来課

条例の名称	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 制定（改正）の理由・根拠	条例を定めるに当たり、従うべき又は参酌すべき基準を規定する「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）の一部改正に伴う所要の改正
2 制定（改正）の目的	幼保連携型認定こども園の職員による園児の虐待等の禁止について、省令改正に従い、所要の改正を行うもの。
3 背景・必要性	施設等での虐待等の不適切事案の防止を徹底するため、子どもや保護者が不安を抱えることなく、安心して子どもを預けられる環境を整備していく必要がある。
4 内 容	虐待等の禁止について、「児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定の準用に代えて、本条例に明記するもの。
5 効果・影響	幼保連携型認定こども園における虐待等の通報義務の仕組みの設置による、早期発見等の体制強化、安心して施設に子どもを預けられる環境整備
6 施行日	公布の日
7 参考事項	○施設数（R7.4 現在） 幼保連携型認定こども園：179 施設

条 例 (案) の 概 要

福祉部 子ども政策局 青少年家庭課

条例の名称	児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 制定（改正）の理由・根拠	条例を定めるに当たり、従うべき、又は参酌すべき基準を規定する「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和 6 年内閣府令第 27 号）の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの
2 制定（改正）の目的	内閣府令中に、児童指導員の任用要件として、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者が追加されたこと等に伴い、条例の改正を行うもの
3 背景・必要性	一時保護施設に配置される児童指導員について、その資質の向上とともに、専門性の確保を図ることが求められている。
4 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童指導員の任用要件に、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加 ○ その他所要の改正 引用条項の移動 「法第 33 条の 10 各号に掲げる行為」 → 「法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為」
5 効果・影響	こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者は、こども家庭福祉に関する専門的なカリキュラムを修了した者であり、当該者を一時保護施設に配置される児童指導員の任用要件に加えることは、一時保護施設に配置される児童指導員の資質の向上及び専門性の確保に資する。
6 施行日	公布の日
7 参考事項	

条例改正議案「新旧対照表」目次

改正条例の名称	頁
児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	33
児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	34
児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	35
就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	40
児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	43

児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第71号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業_____、第70条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第79条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第80条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第73号。第53条の2において「指定障害福祉サービス基準等条例」という。）第79条に規定する指定生活介護の事業、同条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第60条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第70条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第79条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第80条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第73号。第53条の2において「指定障害福祉サービス基準等条例」という。）第79条に規定する指定生活介護の事業、同条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。</p> <p>(健康管理)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の</p>

<p>表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">児童相談所等における障害児の通所</td> <td>通所する障害児に対する障害児の通所開始前の健康診断</td> </tr> <tr> <td>障害児が通学する学校における健康診断</td> <td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> <tr> <td>乳児又は幼児に対する健康診査</td> <td>通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p>	児童相談所等における障害児の通所	通所する障害児に対する障害児の通所開始前の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>表の左欄に掲げる健康診断_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>が行われた場合であって、当該健康診断_____がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断_____の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">児童相談所等における障害児の通所</td> <td>通所する障害児に対する障害児の通所開始前の健康診断</td> </tr> <tr> <td>障害児が通学する学校における健康診断</td> <td>定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>3 (略)</p>	児童相談所等における障害児の通所	通所する障害児に対する障害児の通所開始前の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における障害児の通所	通所する障害児に対する障害児の通所開始前の健康診断										
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断										
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断										
児童相談所等における障害児の通所	通所する障害児に対する障害児の通所開始前の健康診断										
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断										

児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号）新旧対照表

改正案		現行	
<p>(健康管理)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</p>		<p>(健康管理)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断 _____ が</p>	
児童相談所等における障害児の入所	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断	児童相談所等における障害児の入所	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断		
3 (略)		3 (略)	

<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10 _____ 各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

<p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第30条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は規則で定める講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p>	<p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第30条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は規則で定める講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p>
--	---

<p>第38条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は規則で定める講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第39条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第38条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は規則で定める講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第39条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
---	--

<p>(6) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(6) 学校教育法の規定による高等学校（中等学校令（昭和18年勅令第36号）の規定による中等学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学（大学令の規定による大学を含む。第54条第2項第4号及び第6号、<u>第60条第9号並びに第102条第9号</u>において同じ。）への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は規則で定める者であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの（職員）</p> <p>第58条（略）</p> <p>2 家庭支援専門相談員は _____，児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（児童養護施設の長の資格等）</p> <p>第59条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(4)（略）</p>	<p>(新設)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による高等学校（中等学校令（昭和18年勅令第36号）の規定による中等学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学（大学令の規定による大学を含む。第54条第2項第4号及び第6号、<u>第60条第8号並びに第102条第7号</u>において同じ。）への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は規則で定める者であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの（職員）</p> <p>第58条（略）</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（児童養護施設の長の資格等）</p> <p>第59条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(3)（略）</p>
---	---

<p>(5) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は規則で定める講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2（略）</p> <p>（児童指導員の資格）</p> <p>第60条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(5)～(11)（略）</p> <p>（職員）</p> <p>第92条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 家庭支援専門相談員は _____，児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は規則で定める講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2（略）</p> <p>（児童指導員の資格）</p> <p>第60条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(新設)</p> <p>(4)～(10)（略）</p> <p>（職員）</p> <p>第92条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>
--	---

<p>5 (略)</p> <p>(児童心理治療施設の長の資格等)</p> <p>第93条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は規則で定める講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第100条 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>(児童心理治療施設の長の資格等)</p> <p>第93条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は規則で定める講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第100条 (略)</p>
---	---

<p>2 家庭支援専門相談員は_____</p> <p>_____, 児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(児童自立支援施設の長の資格等)</p> <p>第101条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める養成所が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が5年以上(養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上)であるもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)</p>	<p>2 家庭支援専門相談員は、<u>社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者</u>、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(児童自立支援施設の長の資格等)</p> <p>第101条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める養成所が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が5年以上(養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上)であるもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)</p>
--	---

2 (略)

(児童自立支援専門員の資格)

第102条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5) (略)

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したも又は前条第1項第5号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したも又は前条第1項第5号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したも又は前条第1項第5号ア

2 (略)

(児童自立支援専門員の資格)

第102条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3) (略)

(4) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したも又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(5) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したも又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(6) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、1年以上児童自立支援事業に従事したも又は前条第1項第4号ア

からウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(9) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は規則で定める者であつて、3年以上児童自立支援事業に従事したも又は前条第1項第5号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの

(10) (略)

(児童生活支援員の資格)

第103条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5) (略)

からウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの

(7) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は規則で定める者であつて、3年以上児童自立支援事業に従事したも又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの

(8) (略)

(児童生活支援員の資格)

第103条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)・(2) (略)

(新設)

(新設)

(3) (略)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第42号) 新旧対照表

改正案			現行		
<p><u>(虐待等の禁止)</u></p> <p>第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為がその他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第15条 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条、<u>第13条</u>、第15条(第4項ただし書を除く。)、第20条、第21条第1項及び第2項、第45条第1項第5号、第46条(後段を除く。)並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p><u>(新設)</u></p> <p>(児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)</p> <p>第15条 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第20条、第21条第1項及び第2項、第45条第1項第5号、第46条(後段を除く。)並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替えられる児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替えられる児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条	読み替えられる字句	読み替える字句

例の規定		
第5条の見出し並びに同条第1項及び第2項	最低基準	設備運営基準
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
第6条第2項及び第15条第5項	児童の	園児の
第9条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第11条の見出し	入所した者	園児
第11条、第15条第2項及び第3項並びに第21条第1項	入所している者	園児
第11条	又は入所	又は入園
第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満3

例の規定		
第5条の見出し並びに同条第1項及び第2項	最低基準	設備運営基準
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
第6条第2項及び第15条第5項	児童の	園児の
第9条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第11条の見出し	入所した者	園児
第11条、第15条第2項及び第3項並びに第21条第1項	入所している者	園児
第11条	又は入所	又は入園
第12条	入所中の児童 当該児童	園児 当該園児
第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満3

		歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）			歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに		及び	並びに
第15条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児	第15条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第10条	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨城県条例第42号）第15条第2項において読み替えて準用する第10条		第10条	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茨城県条例第42号）第15条第2項において読み替えて準用する第10条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等		社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第20条	利用者	園児	第20条	利用者	園児
第21条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援	第21条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
第45条第1項第5号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所	第45条第1項第5号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第45条第1項第5号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物	第45条第1項第5号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物

	建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）			建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	
第45条第1項第5号イ	施設又は設備	設備	第45条第1項第5号イ	施設又は設備	設備
第45条第1項第5号ウ	施設及び設備	設備	第45条第1項第5号ウ	施設及び設備	設備
第45条第1項第5号カ及び第46条第5号	乳幼児	園児	第45条第1項第5号カ及び第46条第5号	乳幼児	園児
第46条	第15条第1項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条第1項において読み替えて準用する第15条第1項	第46条	第15条第1項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条第1項において読み替えて準用する第15条第1項

	幼児に	園児に
	幼児の年齢	園児の年齢
	, 幼児	, 園児
第50条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 (略)

	幼児に	園児に
	幼児の年齢	園児の年齢
	, 幼児	, 園児
第50条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 (略)

児童福祉法に基づき一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第17号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第22条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(5)～(11) (略)</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>法第33条の10</u>各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第22条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p>